

高等教育の修学支援新制度について

令和4年度4月から大学等へ進学する予定の高校3年生及びその保護者の皆様

○今年度実施した新制度の令和4年度分の予約採用手続きに申し込みをしなかった人

⇒大学等へ進学後に在学採用の手続きに申し込むことが可能

○今年度実施した新制度の令和4年度分の予約採用手続きに申し込んだものの家計に関する基準を満たさず不採用になったが、令和3年1月以降に家計が急変し経済的に困難な状況にある人

⇒大学等へ進学後に家計急変手続きに申し込むことが可能

(入学月から3か月以内の申し込みが必要)

※虐待等により児童養護施設等に入所している人が、大学等への進学に当たって一人暮らしをする場合、独立生計者として生徒本人の所得・資産のみで判定し、家計基準の範囲内であれば、支援対象となります。

【参考】:

◆文部科学省ホームページ

- ・大学生・高校生・保護者向け特設ページ～学びたい気持ちを応援します～

<http://www.mext.go.jp/kyufu/>

- ・高等教育の修学支援新制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

(トップ>教育>大学・大学院、専門教育>高等教育の修学支援新制度)を参照

◆独立行政法人日本学生支援機構ホームページ

- ・給付型奨学金：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

(ホーム>奨学金>奨学金の制度(給付型))を参照

- ・進学資金シミュレーター：<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

◆文部科学省 高等教育の修学支援 LINE公式アカウント

<https://liny.link/r/1656191345-VB9AJ8n1?lp=qqBJHd>